

八 管理執行事務

1 選挙管理委員会

委員長 一木俊廣
 委員 宇根谷孝子
 委員 大津留源
 委員 矢野利幸

2 事務分掌表

事務の区分	主任	副主任
総括	川野書記長 法華津振興監	
庶務、人事、経理に関すること	企画管理班	一丸補佐
法令解釈、企画、指導に関すること 投・開票速報に関すること 選挙運動費用収支報告書に関すること	一丸補佐	清水主幹 本多主事
選挙の管理執行手続きに関すること 選挙運動、政治活動に関すること 氏名等掲示に関すること 投票用紙印刷、物資の配布に関すること 市町村執行経費に関すること	清水主幹	一本丸補佐 本多主事
立候補届出関係各種用紙、公営物資等の作成に関すること 立候補届出、選挙会に関すること 選挙公営に関すること 期日前投票、不在者投票に関すること 予算に関すること	後藤主査	清水主幹
議案・告示に関すること 選挙人名簿に関すること 各種報告に関すること 投・開票速報に関すること	本多主事	清水丸補佐 本多主事
選挙公報に関すること	行政班	一丸補佐 清水主幹
政見放送に関すること	財政班	一丸補佐
選挙啓発に関すること	企画管理班 行政班 財政班 税政班	一本丸補佐 本多主事
選挙の記録に関すること	本多主事	後藤主査

3 大分県知事選挙における政見放送及び経歴放送の実施に関する協議事項

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (O.A.B)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1 立候補予定者等説明会 日時…3月5日(木)14:30～ (政見放送については15:40～) 場所…県庁舎本館2階 正庁ホール	(出席者) 放送部制作副部長 山本 大典 技術部番組技術副部長 三浦 利仁 企画編成 山本 倫子	(出席者) 報道局長兼報道部長 羽田野 哲彦	(出席者) 報道部長 河村 和彦	(出席者) 報道部長 泥谷 友博																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2 政見放送の申込みの受付に関する 事項 (1)告示前の申込受付の日時、場所等	・期間 3月19日～3月25日 (但し3月22日を除く) ・時間 10:00～16:00 (但し3月21日は10:00～12:00) ・場所 大分市高砂町2-36 NHK大分放送局 ・Tel: 097-533-2813 ・担当者: 山本 倫子 (不在時は山本大典)	・期間 3月17日～3月25日 (但し3月21日～22日を除く) ・時間 10:00～16:00 ・場所 大分市今津留3-1-1 OBS報道部 ・Tel: 097-553-2525 ・担当者: 羽田野 哲彦	・期間 3月17日～3月25日 (但し3月21日及び22日を除く) ・時間 10:00～16:00 ・場所 大分市春日浦843-25 TOS報道部 ・Tel: 097-537-5521 ・担当者: 小野 宏治	・期間 3月18日～3月25日 (但し3月21日及び22日を除く) ・時間 10:00～16:00 ・場所 大分市新川西12 O.A.B報道部 ・Tel: 097-538-8855 ・担当者: 泥谷 友博																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(2)告示日の申込受付の時間、場所	3月26日(木)8:30～17:00 ・場所: 県庁舎本館2階正庁ホール ・連絡先 Tel: 097-533-2813 ・担当者氏名: 山本 大典 山本 倫子	3月26日(木)8:30～17:00 ・場所: 県庁舎本館2階正庁ホール ・連絡先 Tel: 097-553-2525 ・担当者氏名: 羽田野 哲彦	3月26日(木)8:30～17:00 ・場所: 県庁舎本館2階正庁ホール ・連絡先 Tel: 097-537-5521 ・担当者氏名: 小野 宏治	3月26日(木)8:30～17:00 ・場所: 県庁舎本館2階正庁ホール ・連絡先 Tel: 097-538-8855 ・担当者氏名: 泥谷 友博																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(3)告示前の申込みにおける留意点 (提出書類等)	1 政見放送申込書 (通称使用申請をすときは、その通称を記載) (実規5⑦) 2 供託証明書 (提示のみ) (実規5⑦) 3 所属党派証明書 (提示のみ) (実規6①) 4 経歴書 (提出期限…政見放送申込期日まで) 5 写真3枚 (たて4cm×よこ3cm、カラー)…NHKのみ ※提示された書類を確認のうえ、複写又は証明書番号等を記載して保管すること。 通称を使用する場合は、通称使用申請を必ず行う旨の確約書を提出させること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(4)申込期限経過後の通知	☆政見放送申込期限終了後直ちに県選管に決定した放送の予定の日時及び政見放送の申込みをした候補者を通知すること。(実規12①)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
3 政見の録音または録画の実施に関する事項 (1)録音または録画の日時及び場所	・日時 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月日</td> <td>9/10</td> <td>10/11</td> <td>11/12</td> <td>13/14</td> <td>14/15</td> <td>15/16</td> <td>16/17</td> </tr> <tr> <td>3/18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/19</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/23</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 場所: NHK大分 スタジオホール キャンパス	時間	9	10	11	13	14	15	16	月日	9/10	10/11	11/12	13/14	14/15	15/16	16/17	3/18								3/19								3/20								3/21								3/22								3/23								3/24								3/25								3/26								・日時 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月日</td> <td>9/10</td> <td>10/11</td> <td>11/12</td> <td>13/14</td> <td>14/15</td> <td>15/16</td> <td>16/17</td> </tr> <tr> <td>3/18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/19</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/23</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 場所: OBS Aスタジオ	時間	9	10	11	13	14	15	16	月日	9/10	10/11	11/12	13/14	14/15	15/16	16/17	3/18								3/19								3/20								3/21								3/22								3/23								3/24								3/25								3/26								・日時 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月日</td> <td>9/10</td> <td>10/11</td> <td>11/12</td> <td>13/14</td> <td>14/15</td> <td>15/16</td> <td>16/17</td> </tr> <tr> <td>3/18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/19</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/23</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 場所: TOSスタジオ	時間	9	10	11	13	14	15	16	月日	9/10	10/11	11/12	13/14	14/15	15/16	16/17	3/18								3/19								3/20								3/21								3/22								3/23								3/24								3/25								3/26								・日時 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月日</td> <td>9/10</td> <td>10/11</td> <td>11/12</td> <td>13/14</td> <td>14/15</td> <td>15/16</td> <td>16/17</td> </tr> <tr> <td>3/18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/19</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/23</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3/26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 場所: O.A.Bスタジオ	時間	9	10	11	13	14	15	16	月日	9/10	10/11	11/12	13/14	14/15	15/16	16/17	3/18								3/19								3/20								3/21								3/22								3/23								3/24								3/25								3/26							
時間	9	10	11	13	14	15	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
月日	9/10	10/11	11/12	13/14	14/15	15/16	16/17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3/18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
時間	9	10	11	13	14	15	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
月日	9/10	10/11	11/12	13/14	14/15	15/16	16/17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3/18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
時間	9	10	11	13	14	15	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
月日	9/10	10/11	11/12	13/14	14/15	15/16	16/17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3/18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
時間	9	10	11	13	14	15	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
月日	9/10	10/11	11/12	13/14	14/15	15/16	16/17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3/18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3/26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)
(2) 政見放送収録約定書及び交付時期	「政見放送録画 (録音) 日時決定票」 ・ 交付時期…申込みの際	「政見放送収録約定書」 ・ 交付時期…申込みの際	「政見放送収録約定書」 ・ 交付時期…申込みの際	「政見放送収録約定書」 ・ 交付時期…申込みの際
(3) 録音、録画の時間等 ① 候補者1人当たりに要する総時間	1 時間	1 時間	1 時間	1 時間
② 候補者との打ち合わせ事項	・ 録音、録画の要領 ・ 留意点等	・ 録音、録画の要領 ・ 留意点等	・ 録音、録画の要領 ・ 留意点等	・ 録音、録画の要領 ・ 留意点等
③ 化粧	原則として行う	原則として行う	原則として行う	原則として行う
④ リハーサル	原則として1回	原則として1回	原則として1回	原則として1回
⑤ 本番	1回 同時	1回 同時	1回	1回
(4) 録音、録画をテレビ、ラジオ別にするかどうか				
(5) 放送中の氏名等の表示方法及び表示事項	・ 表示事項 大分県知事候補 党派名 氏名又は通称 規格 縦150mm×横500mm プレートの色…藍 字色……………白 ・ カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・ カメラ位置 25m ・ テープルクロス グレー ・ 背景 ページュ ・ 装飾 なし	・ 表示事項 大分県知事候補 党派名 氏名又は通称 規格 縦150mm×横450mm プレートの色…ブルー 字色……………白 ・ カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・ カメラ位置 2～3m ・ テープルクロス ページュ ・ 背景 グレー ・ 装飾 なし	・ 表示事項 大分県知事候補 党派名 氏名又は通称 規格 縦150mm×横500mm プレートの色…グレー 字色……………白 ・ カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・ カメラ位置 3～4m ・ テープルクロス 模様 ・ 背景 グレー ・ 装飾 なし	・ 表示事項 大分県知事候補 党派名 氏名又は通称 規格 縦150mm×横500mm プレートの色…グレー 字色……………白 ・ カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・ カメラ位置 3m ・ テープルクロス なし ・ 背景 白 ・ 装飾 なし
(6) 録画に用いるカメラの台数、位置、カメラワーク、照明、背景、装飾等	可	可	可	可
(7) 手話通訳を付した政見放送 ※追加項目	可	可	可	可
4 経歴放送 (経歴の紹介) に関する事項 (1) 経歴放送の方法、放送中の氏名等の表示方法及び表示事項 (テレビ)	※単独経歴放送 ・ 放送順序 (政見放送と同順序) あり ・ 写真使用の有無 あり ※政見放送時経歴放送 ・ 表示方法 テロップ ・ 表示事項 党派別、氏名、ふりがな ・ 放送方法 経歴を30秒以内でアナウンス ・ 写真使用の有無 あり	※政見放送時経歴放送 ・ 表示方法 テロップ ・ 表示事項 党派別、氏名、ふりがな ・ 放送方法 経歴を30秒以内でアナウンス ・ 写真使用の有無 なし	※政見放送時経歴放送 ・ 表示方法 テロップ ・ 表示事項 党派別、氏名、ふりがな ・ 放送方法 経歴を30秒以内でアナウンス ・ 写真使用の有無 なし	※政見放送時経歴放送 ・ 表示方法 テロップ ・ 表示事項 党派別、氏名、ふりがな ・ 放送方法 経歴を30秒以内でアナウンス ・ 写真使用の有無 なし
(2) ラジオ放送による経歴紹介の方法等 (NHK、OBS)	候補者より提出された経歴書により経歴をアナウンス	候補者より提出された経歴書により経歴をアナウンス		

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)
(3)政見放送を行わない候補者の場合 ①テレビの場合の経歴放送 ②ラジオの場合の経歴の紹介	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はいくじで定める。	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はいくじで定める。	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はいくじで定める。	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はいくじで定める。
5 放送予定の日時の決定に関する事項 (1)放送の日時(時間帯)及び一括放送するかどうか	※政見放送 ・テレビ(未定) ・ラジオ(未定)	※政見放送 ・テレビ(未定) ・ラジオ(未定)	※政見放送 ・テレビ(未定)	※政見放送 ・4月6日(月)14:00~14:30
5 (1)のつづき(経歴放送)	・テレビ(未定) ・ラジオ(未定)			
6 放送に関する事項 (1)録音または録画の終了後、当該候補者の所属党派に変更があった場合の措置	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。	当該候補者の放送終了後にその旨を放送する。	当該候補者の放送終了後にその旨を放送する。	当該候補者の放送終了後にその旨を放送する。
(2)放送時間の余りの時間の利用	・テレビ NHK独自制作ファイラー ・ラジオ 音楽等	・テレビ P Rファイラー又は選挙啓発の告知 ・ラジオ 選挙啓発の告知	選挙啓発の告知P R	P Rフィルム又は選挙啓発の告知
(3)放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照
7 その他 (1)死亡、立候補の辞退とみなされる場合の処置 (2)補充立候補者の取扱い (3)モニターの設置 (4)放送後の措置 (5)候補者が予定数を上回った場合の時間帯	(1)原則としてカット (2)県選管と協議 (3)技術モニターあり (4)録音・録画テープを当選の告示の日から14日間保管した後、県選管へ送付する。 (5)同枠で処理	(1)原則としてカット (2)県選管と協議 (3)技術モニターあり (4)録音・録画テープを当選の告示の日から14日間保管した後、県選管へ送付する。 (5)同枠で処理	(1)原則としてカット (2)県選管と協議 (3)技術モニターあり (4)録音・録画テープを当選の告示の日から14日間保管した後、県選管へ送付する。 (5)同枠で処理	(1)原則としてカット (2)県選管と協議 (3)技術モニターあり (4)録音・録画テープを当選の告示の日から14日間保管した後、県選管へ送付する。 (5)同枠で処理

(別紙)

「放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合」について

1 再放送する場合

- ・政見放送及び経歴放送実施規程第15条（抄）

候補者の政見放送を行う場合において、放送設備の事故により当該候補者の放送に著しい支障を生じたときは、日本放送協会又は一般放送事業者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会と協議の上、あらためて当該候補者の政見放送を行うことができる。

- ・趣 旨 放送設備の事故により特定の候補者が不利益を受けた場合の救済
- ・「放送設備の事故」 機械的故障、技術的故障、人為的故障、設備に入力している商業電源の停電による機械の停止等
- ・処 置 事態が起こった時点で放送局と県選管とで協議

2 中止する場合

- ・公職選挙法第151条の2第3項

天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により、政見放送又は経歴放送が不能となった場合においては、これに代わるべき政見放送又は経歴放送は行わない。

(注)「協議事項」中、関係法規に関する略語は次による。

- ・「法」……………公職選挙法
- ・「令」……………公職選挙法施行令
- ・「実規」……………政見放送及び経歴放送実施規程
- ・「留意事項」…政見放送実施上の留意事項（平成13年6月、総務省選挙部）

(例)

実規5⑦：政見放送及び経歴放送実施規程第5条第7項

4 速報本部体制

(1) 速報本部体制

平成27年4月12日執行の大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投・開票速報の受理、集計、発表等を行うため、大分県選挙管理委員会に大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙速報本部を設け、その組織等を次のとおり定める。

総括責任者 川野 幸男
総括責任者補佐 一丸 淳司

1. 受信係

- (1) 市町村からのファクシミリによる速報受信にあたる。
- (2) 市町村からファクシミリで送られてくる速報用紙を受け取り、不明瞭な部分がないことを確認したうえで、検算係へ回付する。このうち、大分県知事選挙（以下「知事選」という。）及び大分県議会議員選挙（以下「県議選」という。）の開票結果（確定）については、複写係に回付する。
定時になっても速報がない場合は、担当する市町村に電話を入れ、状況確認を行う。
また、送られてきた速報用紙が不明瞭であるときは、再送付の旨連絡を行う。
- (3) 何度督促しても速報が来ない場合や、受信表に不備がある場合は、調整係へ回付する。

2. 検算係

- (1) 受信係（開票結果（確定）については、複写係から）から回付された速報用紙を検算し、速報受信の有無をチェックしたうえで速報用紙を速報の種類及び選挙ごとに分類し、電算係へ回付する。
- (2) 速報用紙に不備がある場合は、調整係へ回付する。

3. 電算係（第一係、第二係）

- (1) 検算係から回付された速報用紙をパソコンにより集計し、速報用紙と集計結果をパソコンの画面上で照合する。
- (2) 集計結果を印刷し、電子データはフロッピーに保存し、併せて調整係に回付する。
- (3) 第一係は、中間投票状況、選挙当日有権者数及び知事選の開票結果の集計を行う。
第二係は、知事選及び県議選の投票結果並びに県議選の開票結果の集計を行う。
中間投票班は、中間投票状況（知事選のみ）の集計を行う。
当日有権班は、選挙当日有権者数の集計を行う。
知事開票班は、知事選の開票結果の集計を行う。
知事投票班は、知事選の投票結果の集計を行う。
県議投票班は、県議選の投票結果の集計を行う。
県議開票班は、県議選の開票結果の集計を行う。

4. 調整係

- (1) 関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 集計結果の最終チェックを行い、発表用原稿を作成し、総括責任者の確認を受けた後、集計結果と発表用原稿を複写係へ回付する。

5. 複写係

- (1) 調整係から回付された発表用原稿及び集計結果を所定部数複写して、連絡係へ回付する。（原本は電算係へ回付する。）
- (2) 受信係から回付された開票結果（確定）の速報用紙を所定部数複写し、総括責任者の確認を受けた後、連絡係へ回付する。（原本は検算係へ回付する。）

6. メール係

- (1) 報道各社へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。
- (2) 振興局へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する（発表後）。
- (3) 総務省へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。

7. 連絡係

- (1) 複写係から回付された発表用原稿を発表係に回付する。
- (2) 発表会場において発表係の指示により集計結果を記者等へ配付する。
- (3) 集計結果を外部からの照会用に市町村振興課内へ備え付け、併せて庁内関係所属に集計結果を投げ込む。
- (4) 集計結果を速報本部内各係に配付する。
- (5) 複写係から回付された開票結果（確定）のコピーを、発表会場の報道各社トレイに入れる。

8. 発表係

連絡係から回付された発表用原稿に記載された集計結果を発表会場において発表する。

9. 庶務係

本部の庶務に従事する。

10. その他

- (1) 担当の事務が終了した場合は、係の責任者の指示に従い他の係を補助する。
- (2) 市町村振興課内に待機している者は、外部からの速報数値等の照会に対し、簡単な内容の照会については、市町村振興課備え付けの集計結果により回答する。
- (3) 各機器等のサポート体制については以下のとおり。
 - ・コピー機（複写係）……………（18：00～速報終了）
 - ・プリンタ（電算係）……………（18：00～速報終了）
 - ・FAX（受信係）……………（18：00～速報終了）
 - ・集計システム（電算係）……………（9：00～速報終了）

(2) 投・開票速報要領

平成27年4月12日執行 大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙
市町村選挙管理委員会から大分県選挙管理委員会への速報実施要領 (報告一覧表)

項目	報告月日	時刻	方法	FAX様式	県→マスコミへの発表時刻	留意点
期日前投票者状況 (知事選及び県議選を集計)	①4月8日(水)	9:30まで	FAX	1-1表	11:15 (知事選のみ)	4月7日までの総計
	②4月11日(土)	9:30まで	FAX	1-2表	11:15 (知事選のみ)	4月8日までの総計
	③4月12日(日)	9:30まで	FAX	1-3表	12:15 (知事選のみ)	4月11日までの総計 (期日前投票者数の確定)
選挙当日有権者数概数	4月11日(土)	9:30まで	FAX	2表	15:30	
中間投票状況 (選定投票所の知事選を集計)	4月12日(日)	①「9:00現在時」	FAX *「〇:〇〇現在時」の 10分前を目標に、 FAX送信	3表	① 9:00 ② 11:20 ③ 13:20 ④ 15:20 ⑤ 17:20 ⑥ 20:20	*投票所閉鎖時刻を繰り上げた場合でも、 各時刻に必ず報告し、 ⑥「20:00現在」にのみ、当該選定投票所分の期日前投票者数及び不在者投票者数を算入
		②「11:00現在時」				
選挙当日有権者数	〃	遅くとも21時40分まで 集計後直ちに	FAX	4表	22:00頃	
投票結果	〃		FAX	5表(知事選) 6表(県議選)	22:00頃	
知事選の中間開票状況	〃	市:「21:30現在時」 を1回目とし確定する まで30分ごと	FAX *「〇:〇〇現在時」の 5分前を目標に	7表	21:50から 30分ごと	7表の「中間」に○印を付す
		町村:「21:30現在時」 の1回のみ				
県議選の中間開票状況	〃	市:「22:30現在時」 を1回目とし確定する まで30分ごと	FAX *「〇:〇〇現在時」の 5分前を目標に	8表	22:50から 30分ごと	8表の「中間」に○印を付す
		町村:「22:30現在時」 の1回のみ				
知事選の開票確定	〃	確定後直ちに	FAX	7表	個票は総括責任者確認後直ちに	7表の「確定」に○印を付す
県議選の開票確定	〃	確定後直ちに	FAX	8表	個票は総括責任者確認後直ちに	8表の「確定」に○印を付す

速報報告の留意点

●投票結果

集計トラブル等により、21:40までに正確な報告ができない場合は、まずTELで県選管・一丸に報告し、とりあえず判明している数字を速報用紙に書いて、余白に「概数」と大きく書いて、必ず21:40までにFAX送信すること。投票結果確定後は、FAXで速やかに報告するとともに速報本部調整係（一丸、清水、後藤、本多のいずれか）に電話連絡すること。

●報告後の訂正

県に報告した後に、数値の誤りに気が付いた場合は、即、TELで速報本部調整係に報告し、訂正のFAX送信（訂正箇所を見え消し訂正し、余白に「訂正」と大きく書く）を行い、県選管の点検を受け、県選管から点検OKのTELを受けるまで待機すること。

●按分がある場合のFAX

- ・按分による小数点以下は、小数第4位を切り捨て、小数第3位までの数字となる。
- ・手書きする際、3桁の区分を示す「,」（カンマ）と小数点を示す「.」（ピリオド）を明確に書いて下さい。
- ・また、開票所で、報道機関等に「紙」発表する場合も、3桁の区分を示す「,」（カンマ）と小数点を示す「.」（ピリオド）を明確に書いて下さい。

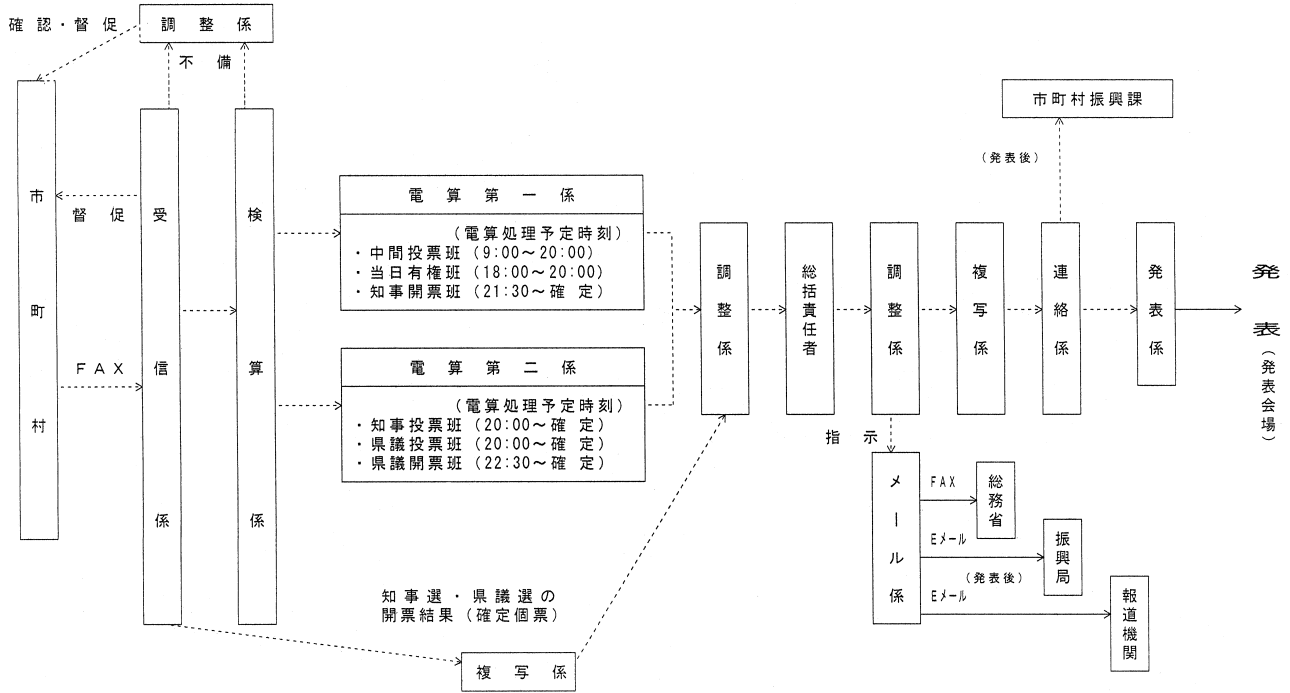
○市町村選管の報道機関等発表について

県選管への報告後であれば、報道機関等に発表することは差し支えありません。

○開票が終了後の待機について

開票が終了し、確定のFAX報告の後、1時間は待機すること。但し、選管職員と速報担当者、その後も至急の連絡がとれるようにすること。

速報本部体制図



大分県知事選挙・大分県議会議員選挙 速報本部事務分担表

総括責任者 川野 幸男
 総括責任者補佐 一丸 淳司

投票日午前8時30分から午後8時まで

係名	人数	係員		
受信係	2	石井(囀)	青柳(臨)	(一丸)
検算係	2	◎ 阿久津	三浦	
電算第一係				
中間投票班	2	◎ 白井	大久保(臨)	
当日有権班 (午後6時~)	2	◎ 濱崎	武内	
複写係	2	◎ 竹田	高平(臨)	
連絡係	1	古澤		
調整係	2	◎ 一丸	後藤(亮)	
メール係	1	本多		
発表係	1	法華津		
市町村振興課待機	2	清水	師藤	
合計	17			

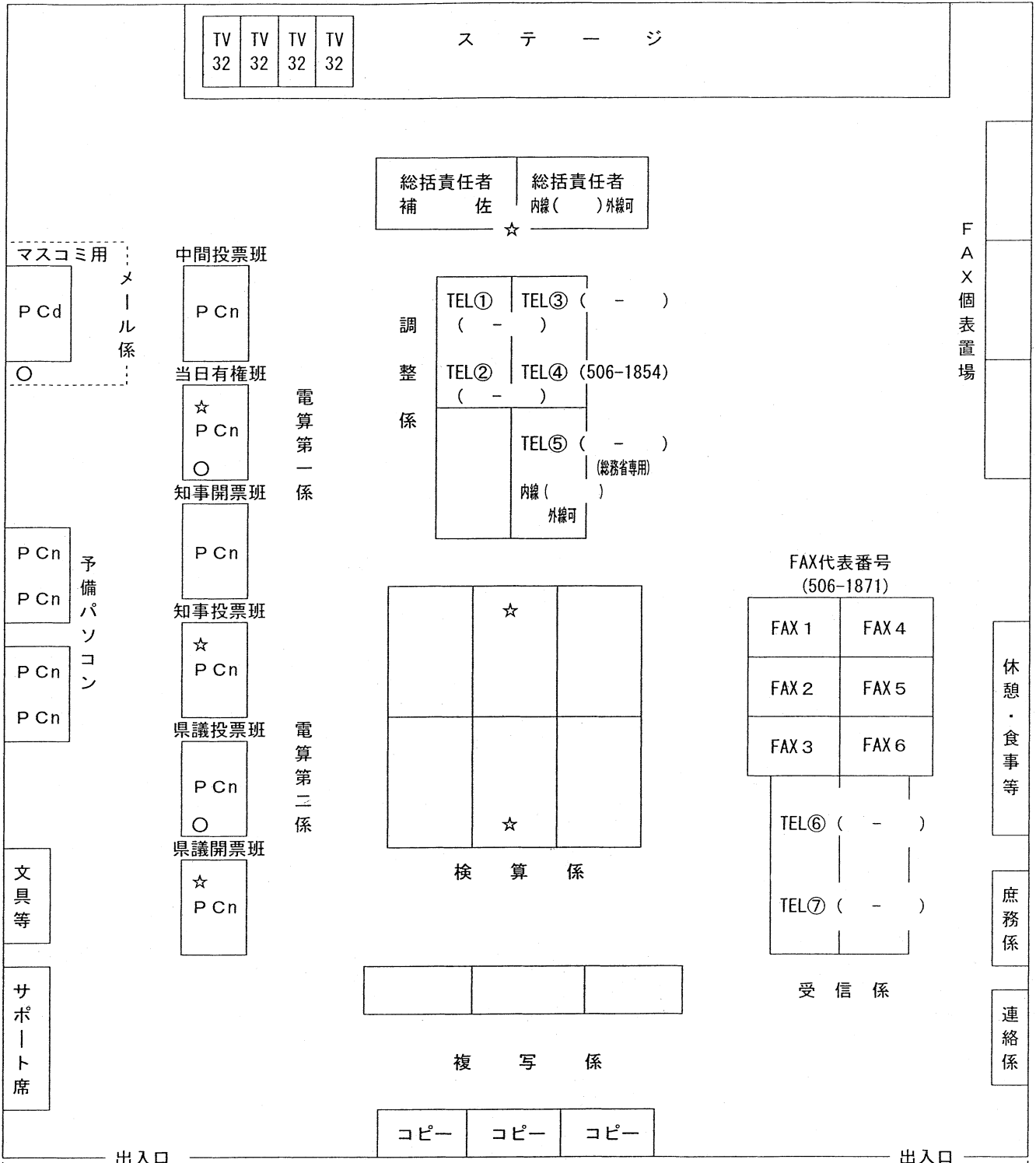
※◎は各係の責任者

投票日午後7時から

係名	人数	係員		
受信係	2	◎ 石掛	近藤	
検算係	6	◎ 首藤 【浅野】	堀川 【後藤(雅)】	遠藤 【木付】
電算第一係				
知事開票班	2	◎ 小埜	三浦	
電算第二係				
知事投票班	2	◎ 佐藤	中津留(義)	
県議投票班	2	◎ 江藤	【大塚】	
県議開票班	2	◎ 師藤	阿久津	
複写係	4	◎ 岩下	石井(隆)	渡辺 武内
連絡係	2	◎ 古澤	竹田	
調整係	4	◎ 一丸	清水	後藤(亮) 本多
メール係	1	◎ 上田		
発表係	1	法華津		
庶務係	2	石井(囀)	古澤	
市町村振興課待機	2	中津留(康)	岩戸	
合計	32			

※【 】は他所属からの応援職員

速報本部配置図(正庁ホール)



FAX : ファクシミリ 6台
 TEL : 直通電話 7台
 内線 : 内線電話 2台

TV : テレビ 4台
 PCn : ノート型パソコン 10台
 PCd : デスクトップパソコン 1台
 O : プリンター 3台

コピー : 複写機 3台
 ☆ : 照明 6台

《ファクシミリの内訳》

FAX 1 } 代表番号による受信用 (-)
 FAX 6 }

《TELの内訳》

TEL①~④ 代表番号による連絡用 (-)
 TEL⑤ 総務省専用 (-)
 TEL⑥~⑦ 受信係の連絡用 (- / -)

平成27年4月12日執行 大分県知事選挙 開票見込表

県選管の集計発表計画		大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	
発表現在時	発表時刻																			
21:30	21:50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22:00	22:20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22:30	22:50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23:00	23:20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23:30	23:50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
0:00	0:20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
0:30	0:50																			
1:00	1:20																			
1:30	1:50																			

※時刻は確定見込み。

平成27年4月12日執行 大分県議会議員選挙 開票見込表

県選管の集計発表計画		大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	
発表現在時	発表時刻																			
22:30	22:50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23:00	23:20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23:30	23:50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
0:00	0:20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
0:30	0:50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1:00	1:20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1:30	1:50																			

※時刻は確定見込み。

平成27年4月12日執行 大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙 開票所及び開票・確定見込時刻一覧

市町村名	開票所を設ける施設の名称	所在地	大分県知事選挙		大分県議会議員選挙	
			開始時刻	確定時刻	開始時刻	確定時刻
大分市	大分県立総合体育館体育室	大分市青葉町1-1	21:15	23:35	21:15	0:45
別府市	別府市民体育館	別府市大字別府3016番地の1	21:10	22:30	21:10	23:40
中津市	ダイハツ九州アリーナ	中津市大字大貞377番地1	20:45	23:10	20:45	23:30
日田市	日田市総合体育館	日田市大字求来里29番(田島3丁目)	21:00	23:40	21:00	23:45
佐伯市	佐伯市番匠体育館	佐伯市字剣崎6643番地3	20:30	23:00	20:30	23:15
臼杵市	臼杵市諏訪山体育館	臼杵市大字諏訪595番地5	20:00	22:00	20:00	22:00
津久見市	津久見市民体育館	津久見市大字千怒5338番地	21:00	22:30	21:00	23:00
竹田市	竹田市総合福祉センター	竹田市大字会々1650番地	20:00	22:00	20:00	22:30
豊後高田市	真玉公民館ホール	豊後高田市中真玉2144番地12	20:30	22:00	20:30	22:30
杵築市	杵築小学校体育館	杵築市大字杵築216番地	20:30	22:00	20:30	22:10
宇佐市	宇佐市農業者トレーニングセンター	宇佐市大字下高720番地	20:30	23:00	22:00	0:00
豊後大野市	豊後大野市総合文化センター	豊後大野市三重町内田878番地	20:30	22:00	20:30	22:30
由布市	大分県立庄内屋内競技場	由布市庄内町大龍1314番地	20:30	22:30	20:30	22:50
国東市	アストくにさきアグリホール	国東市国東町鶴川136番地1	20:15	21:45	20:15	22:15
姫島村	姫島小学校体育館	東国東郡姫島村1603番地	20:00	21:00	20:00	21:10
日出町	日出町中央体育館	速見郡日出町3891番地2	21:00	22:10	21:00	22:30
九重町	九重町役場301会議室	玖珠郡九重町大字後野上8-1	20:00	21:10	20:00	22:00
玖珠町	玖珠町役場大会議室	玖珠町大字帆足268番地の5	20:00	20:50	20:00	21:05

5 時間別推定投票率に関する調

時 間	9 : 00			11 : 00			13 : 00			15 : 00			17 : 00			20 : 00			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
市町村別																			
大分市	5.36	3.26	4.22	18.34	14.71	16.37	27.31	24.58	25.83	33.49	31.68	32.51	38.71	37.56	38.08	58.28	58.68	58.50	
別府市	5.09	3.71	4.32	15.15	14.00	14.51	22.54	22.26	22.38	27.68	28.22	27.98	32.47	32.86	32.69	57.19	59.79	58.65	
中津市	5.02	3.39	4.16	13.98	12.83	13.38	20.94	19.64	20.25	25.90	24.73	25.28	29.58	29.06	29.30	46.97	50.09	48.61	
日田市	6.86	4.55	5.62	20.44	17.21	18.71	29.10	26.41	27.66	33.97	32.28	33.06	38.38	37.59	37.95	55.53	56.33	55.96	
佐伯市	5.35	3.74	4.47	18.28	15.75	16.91	26.99	25.41	26.13	32.59	31.78	32.15	36.88	37.04	36.96	58.73	60.99	59.95	
臼杵市	4.70	2.58	3.55	15.88	12.44	14.01	23.63	21.52	22.49	29.30	28.65	28.95	34.66	33.93	34.27	52.33	52.94	52.66	
津久見市	4.86	2.41	3.54	15.74	12.60	14.04	22.41	19.75	20.97	26.11	23.46	24.68	30.38	27.76	28.97	54.60	53.76	54.15	
竹田市	5.24	3.33	4.19	16.26	13.61	14.80	23.03	20.53	21.65	28.27	25.33	26.65	31.52	28.85	30.05	57.57	55.08	56.20	
豊後高田市	10.07	6.10	7.93	25.54	20.67	22.92	34.51	29.35	31.73	40.48	34.47	37.24	44.34	38.93	41.43	72.36	71.67	71.99	
杵築市	6.49	4.57	5.49	15.97	14.15	15.02	23.26	21.74	22.46	28.80	26.85	27.78	32.86	31.75	32.28	51.85	52.61	52.25	
宇佐市	6.16	4.90	5.48	18.62	17.24	17.88	26.07	24.24	25.09	31.43	29.61	30.45	35.76	34.81	35.25	54.41	53.79	54.08	
豊後大野市	4.59	2.43	3.42	14.81	10.77	12.62	21.77	17.49	19.45	27.02	21.88	24.24	31.01	25.61	28.09	71.21	73.30	72.34	
由布市	10.95	7.12	8.90	26.15	23.39	24.68	33.26	30.26	31.66	38.24	37.31	37.74	44.35	41.27	42.71	68.23	69.37	68.84	
国東市	8.16	5.45	6.71	22.65	19.18	20.79	30.44	25.69	27.89	34.90	29.97	32.25	39.35	34.13	36.55	64.31	61.55	62.83	
市計	5.94	3.83	4.80	17.68	14.89	16.17	25.38	22.89	24.03	30.64	28.44	29.45	35.05	33.14	34.02	58.49	59.25	58.90	
姫島村	8.77	5.79	7.15	15.52	11.12	13.13	19.16	13.62	16.15	21.05	15.10	17.82	22.94	16.00	19.17	82.46	83.88	83.23	
日出町	5.79	3.10	4.30	17.02	14.65	15.70	23.33	25.49	24.53	28.60	32.54	30.78	33.51	38.59	36.33	62.11	66.20	64.38	
九重町	8.80	6.10	7.35	18.75	16.74	17.67	22.19	20.84	21.47	27.04	25.39	26.16	30.87	29.71	30.25	50.00	47.67	48.75	
玖珠町	4.33	4.48	4.40	11.86	14.72	13.25	18.48	22.03	20.21	22.57	26.59	24.53	26.08	31.15	28.55	63.86	57.40	60.71	
町村計	6.63	4.92	5.74	15.19	14.34	14.74	20.34	20.38	20.36	24.32	24.68	24.51	27.79	28.59	28.21	64.44	63.09	63.73	
県計	5.99	3.90	4.87	17.51	14.86	16.08	25.03	22.72	23.79	30.20	28.19	29.12	34.55	32.84	33.63	58.91	59.51	59.23	

前回	6.75
差	-1.88

前回	20.18
差	-4.10

前回	28.51
差	-4.72

前回	34.17
差	-5.05

前回	38.96
差	-5.33

前回	60.18
差	-0.95

6 投票結果確定時刻

市町村名	今回知事選挙 (27.4.12 執行)	前回知事選挙 (23.4.10 執行)
大分市	21:30	21:07
別府市	21:00	21:00
中津市	20:50	21:55
日田市	20:33	21:00
佐伯市	20:05	21:00
臼杵市	19:30	18:55
津久見市	20:35	20:58
竹田市	19:50	19:30
豊後高田市	20:00	19:45
杵築市	20:10	20:00
宇佐市	20:00	20:00
豊後大野市	20:15	20:00
由布市	20:55	21:50
国東市	20:25	20:40
姫島村	18:26	19:30
日出町	20:25	20:25
九重町	19:40	19:30
玖珠町	20:00	19:00

7 開票結果確定時刻

市町村名	27.4.12 執行		23.4.10 執行	
	知事選挙	県議会議員選挙	知事選挙	県議会議員選挙
大分市	0:35	1:23	23:35	0:46
別府市	22:35	23:39	22:05	22:45
中津市	23:18	23:18	23:15	23:40
日田市	22:17	無投票	23:35	23:35
佐伯市	22:26	22:26	22:01	無投票
臼杵市	21:20	無投票	22:00	21:48
津久見市	22:03	無投票	22:05	22:35
竹田市	21:39	無投票	21:55	21:51
豊後高田市	22:10	22:35	21:12	無投票
杵築市	22:12	無投票	21:18	無投票
宇佐市	21:45	無投票	22:05	23:20
豊後大野市	22:06	22:30	21:38	22:05
由布市	22:35	22:37	21:50	無投票
国東市	21:40	22:10	21:24	21:50
姫島村	20:45	20:51	21:00	21:10
日出町	22:10	22:30	22:10	22:35
九重町	20:49	無投票	20:45	20:56
玖珠町	20:45	無投票	21:10	21:20

8 知事選挙開票進捗状況

発表 現在時	開票数			候補者別得票数					開票率 (%)	確定市町村		
	中間	確定	計	広瀬 勝貞	山下 かい	みいさこ 高明	釘宮 ばん	いけざき 八生		市町村数		市町村名
											累計	
21:30	80,500	31,960	112,460	67,056	3,424	192	41,701	87	20.27	4	4	白杵市、姫島村、九重町、玖珠町
22:00	153,400	85,937	239,337	153,961	8,121	384	76,637	234	43.17	3	7	竹田市、宇佐市、国東市
22:30	145,700	230,423	376,123	236,562	18,616	1,105	119,064	776	68.04	7	14	日田市、佐伯市、津久見市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、日出町
23:00	193,700	305,582	499,282	306,641	24,928	1,342	164,873	1,498	90.34	2	16	別府市、由布市
23:30	202,500	343,091	545,591	340,181	25,529	1,848	176,440	1,593	98.76	1	17	中津市
0:00	204,263	343,091	547,354	340,574	26,111	2,078	176,751	1,840	99.08	0	17	-
0:30	207,929	343,091	551,020	342,583	26,214	2,091	178,277	1,855	99.74	0	17	-
0:35	0	551,020	551,020	342,583	26,214	2,091	178,277	1,855	100.00	1	18	大分市

9 県議会議員選挙開票進捗状況

発表現在時 市町村	22:30	23:00	23:30	0:00	0:30	1:00	1:23	確定時刻
大分市	6.72	57.57	92.35	96.45	96.94	96.94	100.00	1:23
別府市	0.00	62.79	97.35	100.00				23:39
中津市	41.03	96.88	100.00					23:18
日田市	-	-	-	-	-	-	-	-
佐伯市	100.00							22:26
白杵市	-	-	-	-	-	-	-	-
津久見市	-	-	-	-	-	-	-	-
竹田市	-	-	-	-	-	-	-	-
豊後高田市	57.13	100.00						22:35
杵築市	-	-	-	-	-	-	-	-
宇佐市	-	-	-	-	-	-	-	-
豊後大野市	100.00							22:30
由布市	97.41	100.00						22:37
国東市	100.00							22:10
姫島村	100.00							20:51
日出町	100.00							22:30
九重町	-	-	-	-	-	-	-	-
玖珠町	-	-	-	-	-	-	-	-

10 選挙管理委員会及び選挙長告示（写）

<h1>大分県報</h1> <p>平成二十七年 号外(九) 三月三日 (火曜日)</p>	<p>平成二十七年 号外(九) 三月三日 (火曜日)</p>	<p>平成二十七年三月二十五日 三 縦覧期間 平成二十七年三月二十六日の二日間</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第十四号 平成二十七年四月十二日執行予定の大分県議会議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。 平成二十七年三月三日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 公職の候補者の立候補の届出があった日</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第十五号 平成二十七年四月十二日執行予定の大分県議会議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧期間は、次のとおりである。 平成二十七年三月三日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>
<p>目次</p> <p>選挙管理委員会告示</p> <p>大分県知事選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……………一 大分県知事選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等……………一 大分県議会議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……………一 大分県議会議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等……………一</p>		<p>~~~~~</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第十四号 平成二十七年四月十二日執行予定の大分県知事選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。 平成二十七年三月三日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 公職の候補者の立候補の届出があった日</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第十五号 平成二十七年四月十二日執行予定の大分県議会議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧期間は、次のとおりである。 平成二十七年三月三日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>
<p>○選挙管理委員会告示</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第十二号 平成二十七年四月十二日執行予定の大分県知事選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。 平成二十七年三月三日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 公職の候補者の立候補の届出があった日</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第十三号 平成二十七年四月十二日執行予定の大分県知事選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧期間は、次のとおりである。 平成二十七年三月三日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十七年三月二十五日。ただし、年齢条件については、同年四月十二日とする。 二 登録を行う日</p>		<p>~~~~~</p> <p>一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十七年四月二日。ただし、年齢条件については、同年四月十二日とする。 二 登録を行う日 平成二十七年四月二日 三 縦覧期間 平成二十七年四月三日の二日間</p>

平成二十七年三月三日

大分県報号外 選挙告示迄

一

<h1>大分県報</h1> <p>平成二十七年 号外(七) 三月二十六日 (木曜日)</p>	<p>平成二十七年 号外(七) 三月二十六日 (木曜日)</p>	<p>平成二十七年四月十二日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第十八号 平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙に用いる記号式投票用紙の規格及び刷色を次のとおり定めた。 平成二十七年三月二十六日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>
<p>目次</p> <p>選挙管理委員会告示</p> <p>大分県知事の任期満了による選挙の期日……………一 大分県知事選挙に用いる記号式投票用紙の規格及び刷色……………一 大分県知事選挙に用いる期日前投票用紙等の様式……………一 大分県知事選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………一 大分県知事選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法……………一 大分県知事選挙において期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………一 大分県知事選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる支給分額の最高額等……………一 大分県知事選挙における政治活動用ポスターの確認の方法……………三 大分県知事選挙における選挙運動用ヒラに貼る証紙の様式……………三 大分県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時……………三 大分県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………四 大分県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………四 大分県知事選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……………四 大分県知事選挙における選挙会の場所及び日時……………四</p>		<p>~~~~~</p> <p>一 規格</p> <p>1 候補者が二人の場合 縦 九センチメートル 横 十三センチメートル</p> <p>2 候補者が三人の場合 縦 九センチメートル 横 十五センチメートル</p> <p>3 候補者が四人又は五人の場合 縦 九センチメートル 横 十五・二センチメートル</p> <p>4 候補者が六人以上の場合 縦 九センチメートル 横 十五・二センチメートルに候補者が一人増すごとに一・八センチメートルを加える。</p> <p>二 刷色 白地に黒色のインクで印刷する。</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第十九号 平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙に用いる期日前投票用紙、不在者投票用紙及び点字投票用紙の様式を次のとおり定めた。 平成二十七年三月二十六日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>
<p>○選挙管理委員会告示</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第十七号 大分県知事の任期満了による選挙の期日は、次のとおりである。 平成二十七年三月二十六日</p>		<p>~~~~~</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>

平成二十七年三月二十六日

大分県報号外 選挙告示迄

一

平成二十七年四月十二日執行
大分県知事選挙投票

○ 注意
一 候補者の氏名は、欄内に「」を挿入して。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

選挙者氏名
候補者氏名

選挙印
県理之
分管理
大議員

備考
一 用紙は白色とし、黒色のインクで印刷する。
二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法(ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。)とする。
五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「わじ」とする。

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十号**  
平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。  
平成二十七年三月二十六日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印  
二 仮投票用封筒 市(町)(村)選挙管理委員会の印

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第二十一号

平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。
平成二十七年三月二十六日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十二号**  
平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙において、期日前投票記帳場所及び不在者投票記帳場所に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。  
平成二十七年三月二十六日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大字町三丁目一番二号  
大分県庁舎五階 大分県選挙管理委員会室  
二 日時 平成二十七年三月二十六日十七時二十分

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第二十三号
平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。
平成二十七年三月二十六日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
2 船賃 水陸旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
3 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
4 宿泊料(食料を含む。) 一夜につき一万二千元
5 食料 一日につき十円、一日につき三千元
6 茶賃 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

1 基本日額 一万円
2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額
1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ1の1、2及び3に掲げる額
2 宿泊料(食料を除く。) 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者(公職選挙法第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。)一人に対し支給することができる報酬の額
1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元
3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十四号**  
平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙における政治活動用ホスタの確認の方法を次のとおり定めた。  
平成二十七年三月二十六日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 確認の方法  
証紙を交付することにより行う。  
二 交付する証紙の様式

平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙における政治活動用ホスタの様式

備考  
一 「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。  
二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第二十五号
平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙における選挙運動用どこに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。
平成二十七年三月二十六日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

行 挙
執 選 ラ 管
年 事 ビ 号 選
7 知 用 県
2 県 動 番 分
成 分 運 大
平 大

備考
一 「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。
二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十六号**  
平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙における選挙公報の掲載又は掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。  
平成二十七年三月二十六日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大字町三丁目一番二号  
大分県庁舎五階 大分県選挙管理委員会室  
二 日時 平成二十七年三月二十七日十七時二十分

**大分県選挙管理委員会告示第二十七号**  
 平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めることを行う場所及び日時は、次のとおりである。  
 平成二十七年三月二十六日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
 一 場所 大分市大手町三丁目二番二号  
 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室  
 二 日時 平成二十七年三月二十六日十七時四十分

---

**大分県選挙管理委員会告示第二十八号**  
 平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。  
 平成二十七年三月二十六日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

| 区分       | 住所                         | 氏名      |
|----------|----------------------------|---------|
| 選挙長      | 日田市炭釜二丁目四番四八号              | 一 木 俊 廣 |
| 選挙長職務代理者 | 大分市東町春日二番二一〇〇一号ハズバレ<br>ス春日 | 川 野 幸 男 |

---

**大分県選挙管理委員会告示第二十九号**  
 平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。  
 平成二十七年三月二十六日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

三月二十六日  
 大分市大手町三丁目二番二号  
 大分県庁舎本館二階 正庁ホール  
 三月二十七日以後  
 大分市大手町三丁目二番二号  
 大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村課風調課内

**大分県選挙管理委員会告示第三十号**  
 平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。  
 平成二十七年三月二十六日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番二号  
 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室  
 二 日時 平成二十七年四月十五日九時三十分

毎週 水曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大分県 編集 三恵印刷機 (定価 一箇年 三万八千八百八十円)

# 大分県報

平成二十七年  
号 外 (二八)  
三月二十六日

(木曜日)

|   |                |             |  |  |
|---|----------------|-------------|--|--|
| ラ | 四月二日<br>七時二十五分 | 四月五日<br>十二時 |  |  |
| ジ | 四月七日<br>十二時三十分 |             |  |  |
| ョ |                |             |  |  |

---

**日 次**

**選挙管理委員会告示**  
 大分県知事選挙における政見放送の日時……………一  
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………一  
 大分県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………一  
**大分県知事選挙選挙長告示**  
 大分県知事選挙における選挙立会人として届出があつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………一

---

**選挙管理委員会告示**

**大分県選挙管理委員会告示第三十一号**  
 平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙における政見放送の日時を次のとおり定めた。  
 平成二十七年三月二十六日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

| 区分   | 日本放送協会大分放送局     | 株式会社大分放送        | 株式会社テレビ大分      | 大分朝日放送株式会社  |
|------|-----------------|-----------------|----------------|-------------|
| テレビ  | 日 時             | 日 時             | 日 時            | 日 時         |
| 大分市  | 四月二日<br>十八時二十五分 | 四月九日<br>十四時二十五分 | 四月六日<br>十六時二十分 | 四月六日<br>十四時 |
| 別府市  |                 |                 |                |             |
| 中津市  |                 |                 |                |             |
| 日田市  |                 |                 |                |             |
| 佐伯市  |                 |                 |                |             |
| 白杵市  |                 |                 |                |             |
| 津久見市 |                 |                 |                |             |

**大分県選挙管理委員会告示第三十二号**  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による平成二十七年三月二十五日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。  
 平成二十七年三月二十六日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、五〇〇人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三二、八七二人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

|      |          |
|------|----------|
| 大分市  | 二八、三三七人  |
| 別府市  | 三二、八六六人  |
| 中津市  | 三二、九四七人  |
| 日田市  | 二八、九六〇人  |
| 佐伯市  | 二二、三八一一人 |
| 白杵市  | 二二、五〇九人  |
| 津久見市 | 五、五四三人   |

竹田市 六八六七人  
 豊後高田市 六五七六八  
 杵築市 八六六二人  
 宇佐市 一六二七七人  
 豊後大野市 一〇九三六八  
 由布市 九七六四八  
 国東市・国東郡 九二八五八  
 速見郡 七二七八八  
 玖珠郡 七五二七八

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第三十三号
 平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。
 平成二十七年三月二十六日
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
 三、〇二四、八〇〇円

○大分県知事選挙選挙長告示

大分県知事選挙選挙長告示第一号
 平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙における選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。
 平成二十七年三月二十六日
 大分県知事選挙選挙長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目二番二号
 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十七年四月九日十七時二十分

毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大分県 編集 三重印刷(株) (定価 一箇年 三万八千八百八十円)

大分県報

平成二十七年
号外(九)
三月二十六日
(木曜日)

目次

大分県知事選挙選挙長告示

大分県知事選挙における候補者の届出.....1

○大分県知事選挙選挙長告示

大分県知事選挙選挙長告示第二号
 平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙における候補者として次のとおり届出があつた。なお、候補者が届出を行った一のウェブサイト等のアドレスは、別表のとおりである。
 平成二十七年三月二十六日
 大分県知事選挙選挙長 一 木 俊 廣

届出受理書番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名(ふりがな)	本籍	住所	生年月日(年齢)	党派	職業
1	平成二十七年三月二十六日	届出 本人	廣瀬 勝貞	大分県	大分県大分市荷揚町八番二十号	昭和十七年 六月二十五日 (満七十二歳)	無所属	大分県知事
2	平成二十七年三月二十六日	届出 本人	山下 かい	大分県	大分県大分市大津町二丁目二番九号グリーンコート ミエノ六〇二	昭和五十二年 十二月二十七日 (満三十八歳)	日本共産党	政党役員
3	平成二十七年三月二十六日	届出 本人	みいさこ 諒明	大分県	大分県大分市大字寒田五百六十二番地の二十	昭和二十四年 七月九日 (満六十五歳)	無所属	造園業
4	平成二十七年三月二十六日	届出 本人	釘宮 はん	大分県	大分県大分市錦町二丁目四番三号	昭和二十二年 十月六日 (満六十七歳)	無所属	無職

5	平成二十七年三月二十六日	熊本県	いげさき 八生	大分県大分市古国府八百八十八番地の七五番地 上二〇六	大分県 昭和二十八年 六月十三日 (満六十二歳)	無所属	無職
---	--------------	-----	---------	-------------------------------	-----------------------------------	-----	----

別表

大分県知事選挙立候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	法瀬 勝 貢	http://hirosekatsusadakouenkai.com/
2	山 平 かい	http://ameblo.jp/sobo-katamuki/
3	みいさこ 高 萌	届出なし
4	釘 智 ぼ ん	http://kugimiyaban.jp
5	いげさき 八生	届出なし

大分県報

平成二十七年
号 外 (六)
四月三日
(金曜日)

目次

選挙管理委員会告示

- 大分県議会議員の任期満了による一般選挙の執行……………一
- 大分県議会議員選挙に用いる投票用紙の様式……………一
- 大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………一
- 大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法……………一
- 大分県議会議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等……………一
- 大分県議会議員選挙における政治活動用ボスターの確認の方法……………三
- 大分県議会議員選挙における開票の事務と選挙会の事務との旨向……………三
- 大分県議会議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………三
- 大分県議会議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時……………四
- 大分県議会議員選挙において選挙長が候補者の届出等に關する事務を行う場所……………四
- 大分県議会議員選挙における選挙会の場所及び日時……………六
- 大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投票及び開票の順序……………六

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十四号

大分県議会議員の任期満了による一般選挙の執行については、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙の期日

平成二十七年四月十二日

平成二十七年四月三日

一 各選挙区において選挙すべき議員の数

選挙区	選挙すべき議員の数
大分市	十三人
別府市	五人
中津市	三人
日田市	三人
佐伯市	三人
臼杵市	二人
津久見市	一人
竹田市	一人
豊後高田市	一人
杵築市	一人
宇佐市	三人
豊後大野市	二人
由布市	二人
国東市・姫島村	一人
日出町	一人
九重町・玖珠町	一人

大分県選挙管理委員会告示第三十五号

平成二十七年四月十二日執行の大分県議会議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十七年四月三日

大分県報号外（選挙委告示）

平成二十七年四月三日

大分県報号外（選挙委告示）

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会告示第三十七号

平成二十七年四月十二日執行の大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

平成二十七年四月三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第三十八号

平成二十七年四月十二日執行の大分県議会議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百二）第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

平成二十七年四月三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 2 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 3 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- 4 宿泊料（食事料と食分を含む。） 一夜につき一万二千元
- 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千元
- 6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

- 1 基本日額 一万円
- 2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- 1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ1の1、2及び3に掲げる額
- 2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

- 1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
- 2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

平成二十七年四月十二日執行
大分県議会議員選挙投票

選挙印
 県理之
 分管会
 大議員

一 候補者の氏名は、欄内に「了」を記入すること。
 二 候補者でない者の氏名は、欄外に記入すること。

候補者氏名
 姓 氏 名

備考

- 一 用紙は白色とし、赤色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
- 三 大分県選挙管理委員会之印は、刷込み式とする。
- 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。
- 五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「りんき」とする。

大分県選挙管理委員会告示第三十六号

平成二十七年四月十二日執行の大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

平成二十七年四月三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印

二 仮投票用封筒 市（町）（村）選挙管理委員会の印

<p>する者 一日につき二万五千円</p> <p>3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき二万五千円</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第二十九号</p> <p>平成二十七年四月十二日執行の大分県議会議員選挙における政治活動用ホスタターの確認の方法を次のとおり定めた。</p> <p>平成二十七年四月三日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>検印をもって行う。</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第四十号</p> <p>平成二十七年四月十二日執行の大分県議会議員選挙（選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙区のうち日出選挙区を除く。）における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。</p> <p>平成二十七年四月三日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第四十一号</p> <p>平成二十七年四月十二日執行の大分県議会議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>平成二十七年四月三日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>			
選挙区	区分	住所	氏名
大分市	選挙長	大分市大字上朝田三三四七番地の六四	三重野 小二郎
	職務代理者	大分市三川上三三三番一号	野中 昭男
別府市	選挙長	別府市大字鶴見三三五七番地の一	土岐 修
	職務代理者	別府市大字鶴見三三八七番地の一ひまわりマンション三〇一	黒本 美耶子
中津市	選挙長	中津市大字田尻一三三一番地三	前田 良猛
	職務代理者	中津市大字鍋島四八一番地	大下 洋志
日田市	選挙長	日田市田島一丁目五番五〇号	安部 敏朗
	職務代理者	日田市田島二丁目七番二一〇号	尾籠 憲一
佐伯市	選挙長	佐伯市大字木立四三七一番地二	武田 晴美
	職務代理者	佐伯市大字上岡五一〇番地	今山 勝博
臼杵市	選挙長	臼杵市大字二王座四一一番地の五	日廻 文明
	職務代理者	臼杵市大字中尾五七七番地	廣田 誠一
津久見市	選挙長	津久見市大字上青江六三二七番地の二	飯沼 克行
	職務代理者	津久見市上宮本町一三番二〇号	麻生 達也
竹田市	選挙長	竹田市大字々々三三四八番地一	海老納 真則
	職務代理者	竹田市久住町大字白丹四四八〇番地	木村 信義
豊後高田市	選挙長	豊後高田市見目三四七六番地	木藤 信一
	職務代理者	豊後高田市西真玉二四二二番地二	近藤 幸一
杵築市	選挙長	杵築市山脊町大字向野一〇三四番地一	安倍 公彦

平成二十七年四月三日

大分県報号外（選挙委告示）

三

平成二十七年四月三日

大分県報号外（選挙委告示）

四

選挙区	場	所	日 時
大分市	選挙長	大分市荷揚町二番二一〇号	四月三日 十七時四十五分
	職務代理者	大分市役所本庁舎九階 九〇二会議室	十七時四十分
別府市	選挙長	別府市上野口町一番二五号	四月三日 十七時四十分
	職務代理者	別府市役所五階 大会議室	十七時三十分
中津市	選挙長	中津市豊田町一四番地三	四月三日 十七時四十分
	職務代理者	中津市役所三階 大会議室	十七時三十分
日田市	選挙長	日田市田島二丁目六番二一〇号	四月三日 十七時四十分
	職務代理者	日田市役所七階 大会議室	十七時三十分
佐伯市	選挙長	佐伯市中村崗町一番二一〇号	四月三日 十七時三十分
	職務代理者	佐伯市役所二階 二〇二会議室	十七時三十分
臼杵市	選挙長	臼杵市大字白杵七三番二	四月三日 十七時四十分
	職務代理者	臼杵市役所白杵庁舎二〇三・二〇四会議室	十七時三十分
津久見市	選挙長	津久見市宮本町二〇番二五号	四月三日 十七時四十分
	職務代理者	津久見市役所新館一階 会議室	十七時三十分
竹田市	選挙長	竹田市大字々々一六五〇番地	四月三日 十七時三十分
	職務代理者	竹田市役所三階 会議室	十七時三十分
豊後高田市	選挙長	豊後高田市御玉二一四番地	四月三日 十七時三十分
	職務代理者	豊後高田市役所高田庁舎 選挙管理委員会事務局	十七時三十分
杵築市	選挙長	杵築市大字杵築三三七番地一	四月三日 十七時三十分
	職務代理者	杵築市役所本庁舎一階 大会議室	十七時三十分
宇佐市	選挙長	宇佐市大字上田一〇三〇番地の一	四月三日 十七時三十分
	職務代理者	宇佐市役所四階 大会議室	十七時三十分
豊後大野市	選挙長	豊後大野市三重町市場二一〇番地	四月三日 十七時三十分
	職務代理者	豊後大野市役所四階 正庁本庁舎	十七時三十分
山布市	選挙長	山布市庄内町柿原三〇二番地	四月三日 十七時三十分
	職務代理者	山布市役所庄内庁舎三階 大会議室	十七時三十分
国東市・姫島市・村	選挙長	国東市国東町鶴川一六〇番地二	四月三日 十七時三十分
	職務代理者	アストくにさき 中会議室	十七時三十分
日出町	選挙長	速見郡日出町仁王山三三三番地一四	四月三日 十七時三十分
	職務代理者	大分県日出総合庁舎一階 大会議室	十七時三十分
玖珠町・玖珠市	選挙長	玖珠郡玖珠町大字塚脇三三七番地一	四月三日 十七時三十分
	職務代理者	大分県玖珠総合庁舎二階 大会議室	十七時三十分

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第四十二号**

平成二十七年四月十二日執行の大分県議会議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくしを行う場所及び日時は、次の表の上欄に掲げる選挙区の区分に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に掲げるとおりである。

平成二十七年四月三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

**大分県選挙管理委員会告示第四十三号**



平成二十七年四月十二日執行の大分県議会議員選挙において、選挙長が候補者の届出等に  
関する事務を行う場所は、次の表の上欄に掲げる選挙区の区分に応じ、それぞれ当該下欄に  
掲げるところである。  
平成二十七年四月三日  
大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊 廣

| 選挙区   | 選挙長が事務を行う場所                          |
|-------|--------------------------------------|
| 大分市   | 大分市荷揚町六番号<br>大分市保健所六階大会議室            |
| 別府市   | 別府市上野口町一番五号<br>別府市役所五階大会議室           |
| 中津市   | 中津市豊田町二四番地三<br>中津市役所三階大会議室           |
| 日田市   | 日田市田島二丁目六番一<br>日田市役所七階大会議室           |
| 佐伯市   | 佐伯市中村岡町一番一<br>佐伯市役所六階第三委員会室          |
| 臼杵市   | 臼杵市大字臼杵七番一<br>臼杵市役所 臼杵庁舎 二〇三・二〇四会議室  |
| 津久見市  | 津久見市宮本町二〇番一五号<br>津久見市役所 新館 二階 会議室    |
| 竹田市   | 竹田市大字会々一六五〇番地<br>竹田市選挙管理委員会事務局       |
| 豊後高田市 | 豊後高田市御玉二一四番地<br>豊後高田市選挙管理委員会事務局      |
| 杵築市   | 杵築市大字杵築三七七番地二<br>杵築市役所 本庁舎 一階 大会議室   |
| 宇佐市   | 宇佐市大字上田一〇三〇番地の二<br>宇佐市役所 四階 大会議室     |
| 豊後大野市 | 豊後大野市三重町市場二二〇〇番地<br>豊後大野市役所 四階 正庁ホール |
| 由布市   | 由布市庄内町榎原三〇番地<br>由布市役所 庄内庁舎 二階 大会議室   |

平成二十七年四月三日

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 国東市・<br>姫島村 | 国東市国東町鶴川一六〇番地二<br>アストくにさき 中会議室        |
| 日出町         | 速見郡日出町仁王山三五三番地二四<br>大分県日出総合庁舎 二階 大会議室 |
| 九重町・<br>玖珠町 | 玖珠郡玖珠町大字塚脇二三七番地一<br>大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室 |

平成二十七年四月四日以後

| 選挙区   | 選挙長が事務を行う場所                         |
|-------|-------------------------------------|
| 大分市   | 大分市荷揚町二番三二号<br>大分市選挙管理委員会事務局        |
| 別府市   | 別府市上野口町一番一五号<br>別府市選挙管理委員会事務局       |
| 中津市   | 中津市豊田町一四番地三<br>中津市選挙管理委員会事務局        |
| 日田市   | 日田市田島二丁目六番一<br>日田市選挙管理委員会事務局        |
| 佐伯市   | 佐伯市中村岡町一番一<br>佐伯市選挙管理委員会事務局         |
| 臼杵市   | 臼杵市大字臼杵七番一<br>臼杵市選挙管理委員会事務局         |
| 津久見市  | 津久見市宮本町二〇番一五号<br>津久見市選挙管理委員会事務局     |
| 竹田市   | 竹田市大字会々一六五〇番地<br>竹田市選挙管理委員会事務局      |
| 豊後高田市 | 豊後高田市御玉二一四番地<br>豊後高田市選挙管理委員会事務局     |
| 杵築市   | 杵築市大字杵築三七七番地二<br>杵築市選挙管理委員会事務局      |
| 宇佐市   | 宇佐市大字上田一〇三〇番地の二<br>宇佐市選挙管理委員会事務局    |
| 豊後大野市 | 豊後大野市三重町市場二二〇〇番地<br>豊後大野市選挙管理委員会事務局 |
| 由布市   | 由布市庄内町榎原三〇番地<br>由布市選挙管理委員会事務局       |

大分県報号外(選挙告示)

五

平成二十七年四月三日

大分県報号外(選挙告示)

六

平成二十七年四月十二日執行の大分県議会議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次  
の表の上欄に掲げる選挙区の区分に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に掲げるところであ  
る。  
平成二十七年四月三日  
大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊 廣

| 選挙区   | 場 所                             | 日 時              |
|-------|---------------------------------|------------------|
| 大分市   | 大分市青葉町大洲運動公園内<br>大分県立総合体育館 大体育室 | 四月十二日<br>二十時十五分  |
| 別府市   | 別府市大字別府三〇一六番地の二<br>別府市民体育館      | 四月十二日<br>二十時十分   |
| 中津市   | 中津市大字大真三七七番地一<br>ダイハツ九州アリーナ     | 四月十二日<br>二十時四十五分 |
| 日田市   | 日田市大字来里二九番<br>日田市総合体育館 体育室      | 四月十二日<br>二十時     |
| 佐伯市   | 佐伯市字剣崎六六四三番地三<br>佐伯市書匠体育館       | 四月十二日<br>二十時三十分  |
| 臼杵市   | 臼杵市大字諏訪五九五番五<br>臼杵市諏訪山体育館       | 四月十二日<br>二十時     |
| 津久見市  | 津久見市大字千総五三三八番地<br>津久見市民体育館      | 四月十二日<br>二十時     |
| 竹田市   | 竹田市大字会々一六五〇番地<br>竹田市総合社会福祉センター  | 四月十二日<br>二十時     |
| 豊後高田市 | 豊後高田市中真玉二一四番地二二<br>真玉公民館ホール     | 四月十二日<br>二十時三十分  |
| 杵築市   | 杵築市大字杵築二六番地<br>杵築小学校 体育館        | 四月十二日<br>二十時三十分  |

|             |                                       |                 |
|-------------|---------------------------------------|-----------------|
| 国東市・<br>姫島村 | 国東市国東町深二八〇番地二<br>国東市選挙管理委員会事務局        | 四月十二日<br>二十時三十分 |
| 日出町         | 国東市国東町安国寺七八六番地一<br>大分県東部振興局           | 四月十二日<br>二十時三十分 |
| 九重町・<br>玖珠町 | 日田市城町二丁目三番一〇号<br>大分県西部振興局             | 四月十二日<br>二十時三十分 |
| 宇佐市         | 宇佐市大字下島七二〇番地<br>宇佐市農業者トレーニングセンター      | 四月十二日<br>二十時三十分 |
| 豊後大野市       | 豊後大野市三重町内田八七八番地<br>豊後大野市総合文化センター 大ホール | 四月十二日<br>二十時三十分 |
| 由布市         | 由布市庄内町大滝三三四番地<br>大分県立庄内屋内競技場          | 四月十二日<br>二十時三十分 |
| 国東市・<br>姫島村 | 国東市国東町鶴川一六〇番地二<br>アストくにさき 中会議室        | 四月十四日<br>十時     |
| 日出町         | 速見郡日出町仁王山三五三番地二四<br>大分県日出総合庁舎 一階 大会議室 | 四月十四日<br>十時     |
| 九重町・<br>玖珠町 | 玖珠郡玖珠町大字塚脇二三七番一<br>大分県玖珠総合庁舎 二階 大会議室  | 四月十四日<br>十時     |

大分県選挙管理委員会告示第四十五号  
平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投票及び  
開票の順序は、次のとおりとする。  
平成二十七年四月三日  
大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊 廣

一 投票の順序

- 1 大分県知事選挙の投票
- 2 大分県議会議員選挙の投票

二 開票の順序

- 1 大分県知事選挙の開票
- 2 大分県議会議員選挙の開票

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                  |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|
| <h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">大分県報</h1>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 平成二十七年<br>号外（六）<br>四月三日<br>（金曜日） |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |
| 目次                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                  |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |
| <p><b>選挙管理委員会告示</b></p> <p>選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………</p> <p>大分県議会議員選挙の各選挙区における選挙運動に関する支出金額の制限額……………</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                  |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |
| <p>○<b>選挙管理委員会告示</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                  |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |
| <p><b>大分県選挙管理委員会告示第四十六号</b></p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第五十二号）第八条の規定による平成二十七年四月二日現在の大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。</p> <p>平成二十七年四月三日</p> <p style="text-align: right;">大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、四九〇人</p> <p>二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p> |                                  |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |
| 平成二十七年四月三日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                  |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |
| <p>大分県選挙管理委員会告示第四十七号</p> <p>平成二十七年四月十二日執行の大分県議会議員選挙の各選挙区における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。</p> <p>平成二十七年四月三日</p> <p style="text-align: right;">大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">大 分 市</td> <td style="width: 10%;">六、三五七、六〇〇円</td> </tr> <tr> <td>別 府 市</td> <td>五、五三三、五〇〇円</td> </tr> <tr> <td>中 津 市</td> <td>五、八〇二、九〇〇円</td> </tr> <tr> <td>日 田 市</td> <td>五、四七三、一〇〇円</td> </tr> <tr> <td>佐 伯 市</td> <td>五、六七三、四〇〇円</td> </tr> <tr> <td>杵 束 市</td> <td>五、三三二、八〇〇円</td> </tr> </table>                         |                                  |  | 大 分 市 | 六、三五七、六〇〇円 | 別 府 市 | 五、五三三、五〇〇円 | 中 津 市 | 五、八〇二、九〇〇円 | 日 田 市 | 五、四七三、一〇〇円 | 佐 伯 市 | 五、六七三、四〇〇円 | 杵 束 市 | 五、三三二、八〇〇円 |
| 大 分 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 六、三五七、六〇〇円                       |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |
| 別 府 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 五、五三三、五〇〇円                       |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |
| 中 津 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 五、八〇二、九〇〇円                       |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |
| 日 田 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 五、四七三、一〇〇円                       |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |
| 佐 伯 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 五、六七三、四〇〇円                       |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |
| 杵 束 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 五、三三二、八〇〇円                       |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |
| 大分県報号外（選挙委告示）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                  |  |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |       |            |

|                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <p>津 久 見 市 五、二七八、九〇〇円</p> <p>竹 田 市 五、六〇七、八〇〇円</p> <p>豊 後 高 田 市 五、五三六、六〇〇円</p> <p>杵 束 市 六、〇五五、三〇〇円</p> <p>宇 佐 市 五、二四二、九〇〇円</p> <p>豊 後 大 野 市 五、二六〇、七〇〇円</p> <p>由 布 市 五、一四一、六〇〇円</p> <p>国 東 市・姫 島 村 六、二二〇、七〇〇円</p> <p>日 出 町 五、八二〇、三〇〇円</p> <p>九重町・玖 珠 町 五、七六九、六〇〇円</p> |               |
| 平成二十七年四月三日                                                                                                                                                                                                                                                          | 大分県報号外（選挙委告示） |

| <h1>大分県報</h1>                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 | 平成二十七年<br>号 外 (七)<br>四月十五日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | (水曜日) |     |     |                |         |       |     |     |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|-----|----------------|---------|-------|-----|-----|--|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 | <p>日 次</p> <p><b>選挙管理委員会告示</b></p> <p>大分県知事選挙における当選人の住所及び氏名……………一<br/>大分県議会議員選挙における当選人の住所及び氏名……………一</p> <p><b>○選挙管理委員会告示</b></p> <p><b>大分県選挙管理委員会告示第四十九号</b></p> <p>平成二十七年四月十二日執行の大分県知事選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。<br/>平成二十七年四月十五日<br/>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <table border="1"> <tr> <th>住 所</th> <th>氏 名</th> </tr> <tr> <td>大分県大分市荷揚町八番二十号</td> <td>廣 瀬 勝 貞</td> </tr> </table> <p>~~~~~</p> <p><b>大分県選挙管理委員会告示第五十号</b></p> <p>平成二十七年四月十二日執行の大分県議会議員選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。<br/>平成二十七年四月十五日<br/>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <table border="1"> <tr> <th>選 挙 区</th> <th>住 所</th> <th>氏 名</th> </tr> <tr> <td></td> <td>大分県大分市西鶴一丁目三番七号</td> <td>衛 藤 博 昭</td> </tr> </table> |       | 住 所 | 氏 名 | 大分県大分市荷揚町八番二十号 | 廣 瀬 勝 貞 | 選 挙 区 | 住 所 | 氏 名 |  |
| 住 所                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 氏 名             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |       |     |     |                |         |       |     |     |  |
| 大分県大分市荷揚町八番二十号                                                                                                                                                                                                                                                                        | 廣 瀬 勝 貞         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |       |     |     |                |         |       |     |     |  |
| 選 挙 区                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 住 所             | 氏 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |       |     |     |                |         |       |     |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 大分県大分市西鶴一丁目三番七号 | 衛 藤 博 昭                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |       |     |     |                |         |       |     |     |  |
| 平成二十七年四月十五日                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |       |     |     |                |         |       |     |     |  |
| <p>大分市</p> <p>大分県大分市大字八幡三九番地の一<br/>大分県大分市藤原四丁目二番二号<br/>大分県大分市大字羽屋九〇番地の四<br/>大分県大分市大字松尾八五八番地<br/>大分県大分市明野高尾三丁目八番地の四<br/>大分県大分市黒野台一丁目三番地の四<br/>大分県大分市大字上宗方一〇三六番地の二二<br/>大分県大分市中津留一丁目七番六号<br/>大分県大分市金池町二丁目七番二一八〇三号<br/>大分県大分市しが丘三丁目三番地の七<br/>大分県大分市若田町三丁目五番九号<br/>大分県大分市公園通り三丁目七番地の二</p> |                 | <p>大分市</p> <p>大分県別府市平田町五番二五号<br/>大分県別府市石垣西三丁目六番四四号<br/>大分県別府市石垣東三丁目四番三二号<br/>大分県別府市大字北石垣二三三番地の一<br/>大分県別府市大字鶴見三八五九番地の三〇の上</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |     |     |                |         |       |     |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 | <p>別府市</p> <p>大分県別府市大字万田六五二番地七<br/>大分県中津市大字上宮米二一六番地二<br/>大分県中津市沖代町一丁目七番二六号</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |       |     |     |                |         |       |     |     |  |
| <p>中津市</p> <p>大分県日田市巨瀬町五馬市一四五九番地<br/>大分県日田市上津江町川原二六八〇番地<br/>大分県日田市大字鶴河内四二七九番地</p>                                                                                                                                                                                                     |                 | <p>日田市</p> <p>大分県佐伯市野岡町一丁目七番四〇号</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |       |     |     |                |         |       |     |     |  |
| 平成二十七年四月十五日                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |       |     |     |                |         |       |     |     |  |
| <p>大分県選挙管理委員会告示</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>                                                                                                                                                                                                                                      |                 | <p>大分県選挙管理委員会告示</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |     |     |                |         |       |     |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 | <p>大分県選挙管理委員会告示</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |     |     |                |         |       |     |     |  |

|                                                                           |  |                                        |  |
|---------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------|--|
| <p>佐伯市</p> <p>大分県佐伯市中村北町五番一〇号<br/>大分県佐伯市大字長良四六八二番地</p>                    |  | <p>桑原 宏 史<br/>御手洗 吉 生</p>              |  |
| <p>臼杵市</p> <p>大分県臼杵市野津町大字落谷一八六六の一番地<br/>大分県臼杵市大字福良一八四番地</p>               |  | <p>久原 和 弘<br/>志 村 學</p>                |  |
| <p>津久見市</p> <p>大分県津久見市宮本町一一番二号</p>                                        |  | <p>古手川 正 治</p>                         |  |
| <p>竹田市</p> <p>大分県竹田市大字奈々一八六一番地九〇</p>                                      |  | <p>土 居 昌 弘</p>                         |  |
| <p>豊後高田市</p> <p>大分県豊後高田市菜畑二六八番地</p>                                       |  | <p>佐々木 敏 夫</p>                         |  |
| <p>杵築市</p> <p>大分県杵築市大字守江二七三番地一</p>                                        |  | <p>衛 藤 明 和</p>                         |  |
| <p>宇佐市</p> <p>大分県宇佐市大字和氣二二六二番地<br/>大分県宇佐市大字今仁三〇番地<br/>大分県宇佐市大字石田八番地の二</p> |  | <p>末 宗 秀 雄<br/>尾 島 保 彦<br/>元 吉 俊 博</p> |  |
| <p>豊後大野市</p> <p>大分県豊後大野市朝地町池田三三三番地<br/>大分県豊後大野市三重町市場四番地一</p>              |  | <p>森 誠 一<br/>玉 田 輝 義</p>               |  |
| <p>由布市</p> <p>大分県由布市樺間町小野八六八番地<br/>大分県由布市湯布院町川上五三四番地</p>                  |  | <p>二ノ宮 健 治<br/>近 藤 和 義</p>             |  |
| <p>国東市・<br/>姫島村</p> <p>大分県国東市安岐町下原三三七番地</p>                               |  | <p>木 村 親 次</p>                         |  |
| <p>日出町</p> <p>大分県国東郡日出町大字豊岡六〇六九番地五九</p>                                   |  | <p>三 浦 正 臣</p>                         |  |
| <p>玖珠町・<br/>玖珠町</p> <p>大分県玖珠郡玖珠町大字森一五三三番地の二</p>                           |  | <p>濱 田 洋</p>                           |  |